

# 鳥取縣公報

昭和十九年八月一日  
第千五百四十九號

火曜日

本報ノ大キサハ規定規格A5列

## 目次

- 訓令
  - 公立學校職員加俸支給細則中改正……………一頁
  - 國民學校及市町村立青年學校、職員臨時手当支給規程中改正……………三頁
- 告示
  - 優良牛馬獎勵規程中改正……………四頁
  - 繭絲調查員囑託、解囑及擔當調査區變更……………四頁
  - 織維製品配給消費統制規則第七條ノ規定ニ依ル團體指定中改正……………一〇頁
  - 動力糶摺業免許證下附……………一〇頁
  - 織維製品配給消費統制規則第二條ノ規定ニ依リ指定織維製品ノ製造及小賣ヲ業トスル指定……………二頁
  - 機船底曳網漁業ノ禁止期間指定……………二頁
  - 耕地整理組合解散……………二頁
  - 保險醫指定……………二頁
  - 被保險者證無効……………二頁
  - 健康保險厚生年金保險被保險者報酬月額算定基礎屆……………三頁

## 訓令

### ○鳥取縣訓令甲第二十三號

地方事務所長  
 中等學校長  
 青年學校長  
 國民學校長  
 盲聾啞學校長

大正十年三月鳥取縣訓令第五號公立學校職員加俸支給細則  
 中左ノ通改正ス

昭和十九年八月一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一條 年功加俸ノ年額ハ國民學校職員以外ノ職員ニ在リ  
 テハ別表第一號表國民學校職員ニ在リテハ別表第二號表  
 ニ依ル

00196

附 則

本令ハ昭和十九年六月分ヨリ之ヲ適用ス  
 昭和十九年五月三十一日ニ於テ現ニ國民學校職員タル者

ノ受クル年功加俸ノ額ガ第一條ノ改正規定年額ヲ超ユル  
 トキハ其ノ者ハ同條ノ改正規定ニ拘ラス仍從前受ケタル  
 額ノ年功加俸ヲ受クルモノトス

第一號表

勤續五年以上十年未滿	學校長、教諭、助教諭、舍監	俸給月額八十圓以上俸給月額八十圓未滿	訓導・保姆	俸給月額八十圓未滿
勤續十年以上十五年未滿	一〇八圓	七二圓	八四圓	六〇圓
勤續十五年以上	一五六圓	一〇八圓	一三二圓	八四圓
勤續十五年以上	二二二圓	一五六圓	一九八圓	一三二圓

第二號表

勤續五年以上十年未滿	學校長、訓導	俸給月額八十圓未滿	養護	俸給月額八十圓未滿	准訓導
勤續十年以上十五年未滿	四八圓	四一圓	三二圓	一六圓	二八圓
勤續十五年以上	九六圓	六五圓	八〇圓	五二圓	四八圓
勤續十五年以上	一四四圓	一〇〇圓	一二八圓	七六圓	六四圓

第一號樣式中「2國民學校職員年功加俸申告書」ヲ削ル  
 第三號樣式中「甲年功加俸ノ部」ノ表ヲ次ノ通改ム

00197

職別	年功加俸	學校長・訓導			養護			准訓導			總計
		小計	圓	員	小計	圓	員	小計	圓	員	
勤續五年以上十年未滿	四八圓	四一圓	三二圓	一六圓	二八圓	四八圓	六四圓				
勤續十年以上十五年未滿	九六圓	六五圓	八〇圓	五二圓	四八圓						
勤續十五年以上	一四四圓	一〇〇圓	一二八圓	七六圓	六四圓						
總計											

鳥取縣訓令甲第二十四號

地方事務所長

市町村立青年學校長

國民學校校長

昭和十九年四月鳥取縣訓令甲第九號國民學校及市町村立青年學校職員臨時手當支給規程中左ノ通改正シ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十九年八月一日

鳥取縣知事 武島一義

第一條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 昭和十八年度以降ニ於テ師範學校ヲ卒業シタル國民學校本科訓導及昭和十九年度以降ニ於テ青年師範學校

00198

卒業シタル市町村立青年學校教諭(同上本科訓導及  
教諭ト同等ノ資格ヲ有シ同等ノ待遇ヲ受クル者ヲ含ム)

告示

鳥取縣告示第四百二十七號

昭和四年八月鳥取縣告示第二百三號優良牛馬獎勵規程中左

鳥取縣告示第四百二十八號

繭絲調查員左ノ通囑託、解囑及擔當調査區ノ變更アリタリ

昭和十九年八月一日

一 囑託及解囑

鳥取縣知事

武

島

一

義

ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年八月一日

鳥取縣知事

武

島

一

義

第二條第一項第二號中「生後六ヶ月以上二十四ヶ月未満」  
ヲ「生後四ヶ月以上十二ヶ月未満」ニ改ム

囑託繭絲調查員氏名	解囑繭絲調查員氏名	番號	擔當調査區	村名	執務場所	囑託解囑年月日
楮原壽満子	楮原壽満子	一	鳥取市	米子市第一區	昭和三十九年七月二十日	同
木村活壽	木村活壽	三	鳥取市	第三區	同	同
門脇惠	門脇惠	五	鳥取市	第四區	同	同
足立乙松	足立乙松	六	鳥取市	福生	同	同
森井武久	森井武久	八	鳥取市	寶貴茂村	同	同
松信隆明	松信隆明	九	鳥取市	寶貴茂村	同	同

00199

田淵政雄	田中光澤子	廣谷政義	佐野實	赤坂實治	中原貞男	中島健吉	山下欽子	山中誠喜	谷口順喜	藤田良雄	田中辰治	森田宗成	谷口彌太郎	藤原豐治	谷口靜雄	西尾實	大橋秀男	河邊昇次	南口良平	石破壽賀藏	矢倉金春				
一〇	一一	一三	一五	一六	一七	一三二	一三三	一八	一九	二〇	二二	二五	二六	二七	二九	三〇	三一	三三	三四	三五	三六				
同	同	同	同	同	同	同	同	八頭郡賀茂村	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			
岩美郡米里村、倉田村、面影村、津ノ井村	宇倍野村	大岩村	浦富町	田後村	東村	岩井町	蒲生村	成器村	大茅村	小田村	本庄村	國中村	船岡村	國英村	西郷村	散岐村	大村	智頭町	同	山郷村	隼村	安部村	丹比村	佐治村	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

林	熊三	三八	同	池田村	同
平尾	豐治	三九	同	上私都村	同
小松	誠治	四〇	同	八東村	同
前田	幸滿	四一	同	中私都村	同
藏内	繁明	四二	同	下私都村	同
森岡	清	四三	同	氣高郡 神戶村、大和村、美穗村	同
猪原	彦文	四五	同	千代水村	同
田中	安治	四六	同	湖山村、大正村、東郷村	同
濱津	善一	四八	同	末恒村	同
山本	馨	四九	同	寶木村、酒津村	同
山田	整夫	五一	同	鹿野町、勝谷村	同
竹本	壽男	五二	同	正條村	同
小谷	保	五六	同	日置村、日置谷村	同
松江	政雄	五七	同	中郷村	同
小田	輝太郎	五八	同	明治村、豊美村	同
山本	一雄	五九	同	東伯郡 上井町	同
仙賀	照正	六一	同	橋津村	同
西尾	善男	六二	同	宇野村、泊村	同
谷口	義雄	六三	同	舍人村	同
藤田	健太郎	六四	同	東郷村、松崎村、花見村	同
中本	克枝	六五	同	津村	同

鳥取縣公報 第五百四十九號 昭和十九年八月一日 (第三種郵便物認可)

藏合	種	六六	同	鹿村、三德村、小朝村	同
細川	仁	六七	同	旭村、竹田村	同
福田	馬次郎	六九	同	小鴨村、上小鴨村	同
高塚	安直	七〇	同	矢送村、南谷村、山守村	同
西山	誠男	七一	同	北谷村、高城村	同
金森	暉美	七二	同	社村	同
布野	武夫	七三	同	榮村、灘手村	同
前田	林市	七六	同	下北條村	同
平田	保太郎	七七	同	大誠村	同
中村	寅二	七八	同	由良町	同
末次	太市	八〇	同	下郷村、上郷村、古布庄村	同
石川	實	八二	同	赤碓町	同
下池	岩雄	八三	同	成實村、以西村	同
井上	力三	八四	同	安田村	同
田中	富吉	八五	同	西伯郡 彦名村	同
松本	鐵夫	八八	同	渡村	同
松本	武夫	八九	同	自一區	同
南家	保孝	九〇	同	自六區	同
中井	ふじ子	九五	同	自一區	同
中井	ふじ子	九五	同	中濱村	同

鳥取縣公報 第五百四十九號 昭和十九年八月一日 (第三種郵便物認可)

伊達	川上	宮川	雜賀	倉光	河田	谷	谷	福間	石脇	山本	森田	酒井	林原	高田	塚田	赤井	奈喜	庄川	澤村	末吉	木村
達	上	川	賀	光	田	谷	谷	間	脇	本	田	井	原	田	田	井	喜	川	村	吉	村
十郎	光壽	由二	爲興	弘美	芳太郎	幹雄	峰夫	庸德	銀市	弘悟	幾藏	一幸	賢治	竹治	喜一	龜雄	克己	明	清一	義光	二郎
一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一四	一一二	一一一	一一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九七	九六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
逢坂村	逢坂村	庄内村	大和村	宇田川村	光德村	名和村	所子村、大山村	高麗村	淀江町	日吉津村	春日村、巖村	大高村	大幡村	五千石村、幡鄉村	尙德村、成實村	賀野村、手間村	東長田村	法勝寺村、長田村	天津村、大國村	夜見村	和田村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 擔當調査區ノ變更

彌絲調查員 氏名 新擔當調査區 舊擔當調査區 變更年月日

前田	漆原	田中	山根	正則	好造	仁幸	茂雄	一	二五	四六	五一	鳥取市	八頭郡西郷村	氣高郡湖山村	鹿野町	鳥取市農業會	西郷村同	湖山村同	逢坂村同	三三	二二	四七	五四	八頭郡大御門村	河原町、八上村	吉岡村、大郷村	逢坂村、小鷺河	昭和十九年七月二十日	同	同	同
----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	-----	--------	--------	-----	--------	------	------	------	----	----	----	----	---------	---------	---------	---------	------------	---	---	---

松田	角	船越	眞一	榮博	秀松	永井	緒形	加納	柱本	田邊	松本	田中	浦部	判野	末葭	勇	探二	英市	恒義	富平	吉男	節	正憲	政雄	亮一	一〇四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二三	一三〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大篠津村	和田村	五千石村	日野郡二部村	黒坂町	大宮村、阿比縁村、山上村	日野上村、日野村	福榮村、石見村	根雨町、日野村	神奈川村、米澤村、江尾村	溝口町、日光村	八郷村	米子市福米	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	---	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	-----	------	--------	-----	--------------	----------	---------	---------	--------------	---------	-----	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

三橋 善六	五二	同	正條村	正條村同	五〇	同	瑞穂村
岩本 香	五九	東伯郡上井町	上井町同	七四	東伯郡上北條村	同	同
渡邊 邦二	八八	西伯郡渡村	渡村同	九三	西伯郡餘子村	同	同
足立 軒三	九三	同	餘子村同	九一	外江村	同	同
松本 寛雄	九二	同	境町、上道村、外江村	九二	境町、上道村、外江村	同	同
鷺見峯太郎	三	米子市住吉	米子市役所 住吉出張所	七	米子市旗崎	同	同
末長喜久子	五	舊米子市	蠶業取締所米子支所	四	同 第二區	同	同

鳥取縣告示第四百二十九號

昭和十九年六月鳥取縣告示第三百二十九號(纖維製品配給消費統制規則第七條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ヲ取扱フ團體指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十九年八月一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

「鳥取縣洋服商業組合」ヲ「鳥取縣洋服商統制組合」ニ「鳥取縣印絆纏商業組合」ヲ「鳥取縣印絆纏施設組合」ニ改メ「鳥取縣中等學校制服商業組合」及「鳥取縣被服工業組合所屬工業小組合」ヲ削ル

鳥取縣告示第四百三十號

昭和十九年七月十五日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ

昭和十九年八月一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

免許證番號	住	所	氏名
一、四六四	西伯郡富益村五七二番地		足立 忠壽
一、四六五	同	和田村三、六三一番地	森脇 義雄

鳥取縣告示第四百三十一號

纖維製品配給消費統制規則第二條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ノ製造及小賣ヲ業トスル者左ノ通指定ス

昭和十七年一月鳥取縣告示第五十四號、昭和十七年二月鳥取縣告示第七十五號、昭和十七年六月鳥取縣告示第三百五十四號及昭和十七年十月鳥取縣告示第六百九十一號(纖維製品配給消費統制規則第二條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ノ製造及小賣ヲ業トスル者指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年八月一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣洋服商統制組合官員  
鳥取縣印絆纏施設組合官員  
有責任東伯郡被服購買組合

鳥取縣告示第四百三十二號

機船底曳網漁業ノ臨時措置ニ關スル件第六條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十九年八月一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣沖合ニ於テ機船底曳網漁業ヲ禁止スル期間

自六月 一日

至八月三十一日

鳥取縣告示第四百三十三號

氣高郡大和村横枕第二耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ

昭和十九年八月一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣告示第四百三十四號

健康保險法、國民健康保險法並船員保險法ニ基ク保險醫卜シテ左ノ醫師ヲ指定セリ

昭和十九年八月一日

鳥取縣知事 武 島 一 義

診療科名	診療所所在地	氏名	指定年月日
產婦人科	東伯郡吉岡大字	別所 進	昭和十九年七月二十四日
小兒科	瀨崎町二七、三二		

◇鳥取縣告示第四百三十五號

健康保險法第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十九年八月一日

鳥取縣知事 武

鳥 一 義

被保險者證 記號番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地名稱	無効トナリタル年月 日
七	鳥いわ	太田規矩左右	昭和一九、九、一〇
八	鳥とろ	因州紙菟荒商業組合鳥取市川端三丁目	同
二八	鳥とろ	鳥取縣農業會 鳥取市東品治町	同
五五一	鳥とく	鳥取縣農業會 鳥取市東品治町	同
二一七	鳥とさ	鳥取航空工業株式會社 鳥取市吉方	昭和一九、七、一
一六	鳥さへ	鳥取縣地方木材株式會社鳥取支店 鳥取市今町一丁目	昭和一九、三、一〇
三五	鳥きく	株式會社山陰合同銀行鳥取南支店 鳥取市藪片原町	昭和一九、九、一〇
三一六	米よめ	菊一鐵工所 鳥取市鍛冶町	同
五〇五	米とも	株式會社米子造船所 米子市祇園町二丁目	昭和一九、六、一五
四五	米にい	巴工業株式會社 米子市錦町三丁目	昭和一九、五、一
四〇	米ふへ	日本生命保險株式會社米子支部 米子市日野町	昭和一九、七、一五
一〇三	八ち	有限會社富士製鋼所 米子市道笑町三丁目	昭和一九、九、一〇
五六〇三	氣にき五六〇三	智頭通運株式會社 八頭郡智頭町	昭和一九、五、一四
二二	東くに	日産輸送飛行機株式會社鳥取工場 氣高郡湖山村	昭和一九、七、二〇
三八六	東くに	倉吉纖維工業所 東伯郡倉吉町塚町	昭和一九、七、二〇
三	東くて	同	昭和一九、六、二八
六	東くて	倉吉鐵工機械器具工業組合 東伯郡倉吉町明治町	昭和一九、六、三〇
	渡邊 菊野	同	

◇鳥取縣告示第四百三十六號

健康保險法施行規則第四條並厚生年金保險法施行規則第二十四條ノ規定ニ依リ健康保險厚生年金保險被保險者報酬月額算定基礎届左ノ通實施ス

依テ當該事業主ハ期日後十日以内ニ届書提出スベシ  
昭和十九年八月一日  
鳥取縣知事 武 鳥 一 義

- 一、期 日 昭和十九年八月一日現在
- 二、實施事業所 鳥取市吉方 池内製綿工場外三五二

(實施事業所名簿ハ警察部保險課ニ備付)

東よ	一六	大田 住六	倉吉信用組	東伯郡倉吉町西町	昭和一九、六、二
東くよ	一九	河本 一枝	同		昭和一九、五、二
東さし	五	宇治川 英	株式會社山陰合同銀行倉吉支店	東伯郡倉吉町	昭和一九、三、二五
東め	二	吉田 龜雄	明治機械製作所	東伯郡倉吉町明治町	昭和一九、七、一一
西とら	九九	大島佐津子	合資會社戸野商店	西伯郡御來屋町	昭和一九、六、一一